

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年7月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300186号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400010号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を2,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、いずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があるものと判断できる。

これらの事情のほか、上述の平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届において確認できる請求者の賞与額は 2,500 円であることから判断すると、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 2,500 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300230号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400011号

第1 結論

請求者のA社における平成21年7月31日の標準賞与額を8万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本により、請求期間当時にA社の取締役であり、その後の代表取締役、代表清算人であったことが確認できる者(以下「代表清算人」という。)、及び請求期間当時の事務担当者は、いずれも、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、請求期間に係る平成21年7月の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月から同年12月までの月例賃金と一緒に支払った旨、及び当該賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)については、平成21年12月30日を支払日とする届出を行った旨回答している。

また、請求者の同僚が所持している当該事業所から交付された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付)には、当該事業所の経営が厳しい状況であることから、従業員の月例賃金の減額及び燃料手当の廃止のほか、賞与については、分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、上述の代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、請求者及び複数の同僚が所持している平成21年7月分賞与及びその前後の給与に係る支給明細書、並びに振込先口座に係る預金通帳等の出入金記録から、各人の平成21年7月分賞与について、当時の厚生年金保険料率に基づく適正な厚生年金保険料を含む社会保険料のほか源泉所得税が控除されており、また、当該控除後の差引支給額は、その多寡に応じて最大6回に分割され、平成21年7月31日に支払われた同年7月分給与から同年12月30日に支払われた同年12月分給与に「前月繰越金」として合算して支払われていたことが確認できる一方、請求者及びいずれの同僚も、オンライン記録及び日本年金機構が保管する賞与支払届において確認できる平成21年12月30日を支払日とする賞与が支払われた形跡は見当たらない。

加えて、上述の日本年金機構が保管する賞与支払届については、請求者及び複数の同僚に係る平成 21 年 7 月分賞与の支給明細書の総支給金額と一致する賞与支払額が記載されている上、日本年金機構から回答があった、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の取扱いを踏まえると、記載されている支払日（平成 21 年 12 月 30 日）は誤りであり、事業主は、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者が所持する平成 21 年 7 月分賞与に係る支給明細書により、請求者は、当該事業所から、平成 21 年 7 月 31 日を支払日とする 8 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 8 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、請求期間に係る賞与について、平成 21 年 7 月 31 日ではなく、平成 21 年 12 月 30 日を支払日とする賞与支払届を年金事務所に対し提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該回答どおりの賞与支払届を保管していることから、年金事務所は、平成 21 年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。